

四	三	二	一	条	平	省	○
發行方法	用振の法發号名	等替條律行稱	法項及の及	三十次年	三十年	三十号	財務省告示第
	のび根及び	の適そ拠記	年と	年之	年十一	一	等

別にご務後格競債定特あ争争う。の適用を受けるものとし、その規定により告示する。

参よと大に競争市別め入札るも加札と同行（以下「振替法」という。）の規

加るに臣行争入場特も加札發行（以下「価格競争入札」とする。その規定によ

者発応がわれ入札發行別者の財務参に同時に行わる（以下「価格競争入札」とい

・行募各國債の入札募入一とい加者による応行（以下「価格競争入札」とす

第へ限度債市別額を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

II以度債市場での債券を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

非下額債市場での債券を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

価格競争入札の債券を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

格競争入札の債券を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

入場も加てを及び価格競争入札の債券を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

札特の者財た価格競争入札の債券を定めたる決議の上、第I項（以下「価格競争入札」とす

五

口イ

方募

六

イ

発

争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競I加場

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

入価法入
札格決
発競定
行争の

でた条特千国項三額発四う円額
三利第別九債の百面行十ち 面
千付一會百に規万金し七、 金
六国項計七つ定円額た条特 額
百債のに十いに、で利第別 で
三に規関三て基同一付一會 一
十つ定す億はづ法兆国項計 兆
億いにる九、き第千債のに 七
円て基法千額発六三に規関 千
、づ律七面行十百つ定す 三
額き第百金し二八いにる 百
面発四万額た条十て基法 六
金行十円で利第六はづ律 十
額し七 五付一億、き第 億

込募各当も各 発
み限国ての申 行
の度債るか込 一
応額市。らみ と
募の場その い
額範特のう う
を囲別応ち)
割内參募応
りに加額募
当お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

十
九
八
七
六
五

十
四

十
三
二

口

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初利入価・別債行争非者特国
期札格第參市及入価・別債
利發競Ⅱ加場び札格第參市
子率行争非者特国發競I加場

平	財	日額平をそ支毎	す次そが金と平年	錢額
成	務	本面成支の払年	る号の銀額し成○	六面
三	大	銀金三払日期五	期及翌行を、三・	厘金額
十	臣	行額十う以と月	日び當休支次十一	額
年	か	百二。前し一日	に第業業払の一パ	百円
十	ら	円年六各及	つ十日日う算年一	につき
一	通	に十月支及	い五にに。式五セ	百円
月	知	つ一間及び	て号支当たに月ン	四
一	を	き月に属	同に払ただよ一ト	十三
日	受	百一月に	じおうるしり日	
	け	円日す	。いへと、算を	
	た	る	。て以き支出支	
	者	利	規下は払し払	
		て	定、期た期	
		子		
		、		
		を		